

【きびしん商工会会員向け特別融資】

【2021年4月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●きびしん商工会会員向け特別融資	
2. ご利用いただける方	●原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる法人、個人事業主 ●商工会の会員歴が1年以上で会費の遅れがないこと ●当金庫の会員となれる方。 ○当金庫の地区内に主たる事務所・事業所を有する法人、個人事業主 ※上記条件に該当される場合は、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。	
3. お使いみち	●事業資金(運転資金および設備資金)	
4. ご融資限度額	●法人は100万円以上1,000万円以内(1万円単位) ●個人事業主は100万円以上500万円以内(1万円単位)	
5. ご利用期間	●5年以内	
6. ご融資利率	●当金庫所定の利率から0.2%優遇させていただきます。(付利単位 1円) 変動金利型で、利率の見直しは返済回数6回周期毎に行います。	
7. ご返済方法	●毎月元金均等分割返済	
8. 保証人・担保	●「経営者保証に関するガイドライン」等を踏まえて個別案件ごとに、ご相談させていただきます。 ●原則として担保は不要です。	
9. 保証料	●不要です。	
10. 手数料	●融資条件の変更(借入期間、返済日、返済金額、金利)	5,500円(税込)
	●繰上げ返済手数料	5,500円(税込)
11. 金利情報の入手方法	●金利については窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。	
13. その他	●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。 ●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ●商品の内容、現在のご融資利率、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。	

吉備信用金庫

2019-238